

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

種別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)踏切保安設備の整備および交通規制の実施 (3)踏切道の統廃合の促進 (4)その他の踏切道の交通の安全および円滑化を図るための措置 (5)踏切事故防止対策協議会の効果的な運用
実施機関	近畿運輸局、土木交通部交通戦略課

1 踏切道の構造改良、立体交差化および踏切保安設備等

(単位：千円)

区 分	事 業 量	事 業 費
踏切道の構造改良	9箇所	99,572
連続・単独立体交差の改築	1箇所	379,000
踏切道の格上げ	0箇所	0
踏切保安設備	54箇所	118,667
合 計		597,239

2 踏切事故防止キャンペーン等の実施

「踏切事故防止キャンペーン」を平成29年11月1日から11月10日まで実施

「春の全国交通安全運動」を平成29年4月6日から4月15日まで実施

「秋の全国交通安全運動」を平成29年9月21日から9月30日まで実施

3 踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

滋賀県踏切事故防止対策協議会において、踏切事故防止の広報啓発活動を実施するとともに、踏切停止線等の補修を行った。

鉄道事業者	箇所数	実施延長
西日本旅客鉄道	18箇所	66.30m
東海旅客鉄道	1箇所	55.50m
京阪電気鉄道	8箇所	35.20m
近江鉄道	10箇所	37.50m
信楽高原鐵道	1箇所	5.00m
合 計	38箇所	199.50m